

# グループホームハーモニー 重要事項説明書

社会福祉法人はちす福祉会（以下「事業者」と言います。）が設置運営する、グループホームハーモニー（以下「事業所」と言います。）は、ご契約者（以下「利用者」と言います。）に対して認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービス等を提供します。事業所の概要やサービスの内容、契約上ご注意くださいことを、次の通り説明致します。

## 1 （事業者）

- ① 法人名：社会福祉法人はちす福祉会
- ② 法人所在地：熊本市東区秋津町秋田171-3
- ③ 電話番号：096-360-5050
- ④ 代表者氏名：理事長 坂門 秀隆

## 2 （事業所の概要）

- ① 事業所の種類：（予防）認知症対応型共同生活介護
- ② 開設年月日：平成 28 年 9 月 1 日
- ③ 事業所の所在地：熊本市東区秋津町秋田171-2
- ④ 電話番号：096-331-2501
- ⑤ 管理者氏名：管理者 高田 照之
- ⑥ 事業所の利用定員：2ユニット合計18人
- ⑦ 熊本市指定：4390101873
- ⑧ 事業所の理念：地域社会における調和、協調、友愛を基本理念として、高齢者が健康で生きがいを持ち、安心して生活を送ることができる「福祉社会の構築」を目指して、地域社会における福祉の増進に寄与することとする。
- ⑨ 事業の目的：要介護者であって認知症であるもの（急性を除く）について、共同生活住居において家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援します。
- ⑩ 事業の方針：利用者の認知症の症状の進行を緩和し、安心して日常生活を送ることができるよう、利用者の心身の状況を踏まえ、必要な援助を提供します。利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で、日常生活を送ることができるよう配慮して行います。
- ⑪ サービスの特徴：認知症対応型共同生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行います。認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行います。事業所自らその提供する認知症対応型共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図るものとします。

3 (職員体制) ※職員の配置については指定基準を遵守しています。

従業者の職種	配置人数	業務内容
管理者	常勤専従で1名配置。	従業者の管理及び業務管理の統括。
介護職員	1ユニットごとに日中は3名以上、夜間は1名配置。	利用者に対し必要な介護及び支援を行う。
計画作成担当者 兼介護職員	1ユニットごとに1名配置。	利用者の必要に応じて適切な介護計画を作成し、介護職員に指示を行いそれに沿った介護を実行させる。
従業者の勤務体制		
職種	勤務体制	
管理者	・日勤の勤務時間帯(8:30~17:30)で勤務	
計画作成担当者 介護職員	・日勤(9:00 ~ 18:00) ・早番(7:00 ~ 16:00) ・遅番(11:00 ~ 20:00) ・夜勤(16:00 ~ 9:30) ※昼間は、原則として職員1名あたり利用者3名のお世話をします。 ※夜間は、原則として各ユニットに1名の職員が勤務します。	
サービス提供時間	・24時間体制	
日中時間帯	7:00 ~ 21:00	夜間時間帯 21:00 ~ 7:00

4 (事業所設備の概要)

建物の構造・面積			
構造：木造平屋建て	建築面積：657,72 m <sup>2</sup>	延べ面積：604,26 m <sup>2</sup>	
主な設備			
設備の種類	数	設備の種類	数
居室(全個室)	18室	トイレ	6室
台所	2室	居間	2室
浴室	2室	洗濯室	1室
防災設備	スプリンクラー設備・避難誘導灯設備・消火器・自動火災報知設備 消防機関へ通報する火災報知設備・非常用照明・防災カーテン		

5 (施設サービスの概要)

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容
食事の介助	・献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。(きざみ食・おかゆも対応します。) ・食事はできるだけ離床して食堂でとっていただけるように配慮します。 (朝食：8:00頃～ ・昼食：12:00頃～ ・夕食：18:00頃～)
排泄の介助	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。

入浴の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・週2回の入浴または清拭を行います。</li> <li>・衣服の着脱、洗髪、洗身の介助を行います。</li> <li>・随時、身体状況に応じた適切な介助を行います。</li> </ul>
整容・洗濯等の介助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。</li> <li>・シーツ交換は、週1回実施します。</li> <li>・洗濯物は職員と一緒に行います。クリーニングが必要な衣類に関しては、受付できない場合があります。(布団・高価な物・縮みや変色の恐れがある物等) また、季節ごとの衣類の整理・保管はご家族でお願い致します。</li> </ul>
健康管理 服薬管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・血圧測定等、利用者の全身状態の把握に努めます。</li> <li>・緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。通常の通院はご本人の健康状態、診療内容をよくご理解していただくため、基本的にはご家族での付き添い対応をお願いしております。</li> <li>・職員がお預かりしたお薬を管理し、決められた通りに服薬していただけるようお手伝いします。(お薬手帳をご用意下さい)</li> </ul>
相談及び援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当施設は、利用者及びその家族からの相談については、誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。</li> </ul> <p>(相談窓口担当者) 管理者：高田 照之</p>
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者の心身等の回復を図る生活リハビリを中心に機能訓練活動を行います。</li> </ul>

(2) 介護保険給付外サービス (実費請求となります。)

種 類	内 容
おむつの提供	・利用者の希望に応じて提供します。
行政手続きの代行	・市町村での書類の申請交付、申請手続き等を代わって行います。
食材の提供	・栄養並びに嗜好等に配慮した食事を提供します。
理美容サービス	・月2回、美容室の出張による理美容サービスをご利用できます。

※理美容 (カット料金)：1,500円 (丸刈り料金)：1,200円 いずれも消費税込みです。

その他、パーマ・顔剃り・毛染めもごございます。(事前にご予約をお願い致します。)

6 (ご利用にあたっての留意事項)

(1) ご利用基準

利用者が次の各号に適合する場合、グループホームハーモニーのご利用が出来ます。

1・要支援2、要介護1～5の被認定者であり、医師による認知症の診断を受けた方。

(認知症の状態にあることの確認を行いますので、診断書の提出が必要となります。)

2・熊本市に住民票がある方。(入居後、グループホームへ住民票の異動をお願いしております。)

3・医療機関において常時治療をする必要がない方。

4・少人数による共同生活を営む事に支障がない方。

5・自傷他害の恐れがない方。

6・感染症がない方。

(認知症対応型共同生活介護の料金)

利用者の要支援・要介護度に応じて、自己負担額(1割負担・2割負担・3割負担)と、食費及び家賃、水道光熱費に係る自己負担額の合計をお支払いいただきます。また、介護保険給付以外については利用者の全額負担となります。

① 介護保険自己負担額(1日当りの料金 単位:円) ※2ユニットの場合

区 分		要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
①	基本サービス費/日(1割負担の方)	749	753	788	812	828	845
	基本サービス費/日(2割負担の方)	1,498	1,506	1,576	1,624	1,656	1,690
	基本サービス費/日(3割負担の方)	2,247	2,259	2,364	2,436	2,484	2,535
②	初期加算:入居日から30日以内/日	30	30	30	30	30	30
③	医療連携体制加算(Ⅰハ)/日	37	37	37	37	37	37
④	若年性認知症利用者受入加算/日	120	120	120	120	120	120
⑤	退居時情報提供加算/回(1回を限度)	250	250	250	250	250	250
⑥	協力医療機関連携加算/月	100	100	100	100	100	100
⑦	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)/月	10	10	10	10	10	10
⑧	高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)/月	5	5	5	5	5	5
⑨	新興感染症等施設療養費/日	240	240	240	240	240	240
⑩	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	算定した単位数に17.8%を乗じた単位数					

※加算の説明

○初期加算(※要支援2の方も同様です。)(30単位/日)

初期加算については、入居日から30日に限り算定されます。

○医療連携体制加算(Ⅰハ)(※要支援2の方は除きます。)(37単位/日)

日常的な健康管理を行い、利用者の状態を判断し、看護師が医療面から適切な指導、援助を行う体制を整備している事業所を評価する加算です。

○若年性認知症利用者受入加算(※要支援2の方も同様です。)(120単位/日)

若年性認知症利用者に対して受け入れた場合に算定できる加算です。

○退居時情報提供加算(※要支援2の方も同様です。)(250単位/回・1回を限度)

医療機関へ退所する入所者等について、退所後の医療機関に対して入所者等を紹介する際、入所者等の同意を得て、当該入所者等の心身の状況、生活歴等を示す情報を提供した場合に、入所者等1人につき1回限り算定できる加算です。

○協力医療機関連携加算(※要支援2の方も同様です。)(100単位/月)

入所者等の病状が急変した場合において、医師又は看護師が相談対応を行う体制を常時確保し、高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保している場合に算定できる加算です。

○高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）（※要支援 2 の方も同様です。）（10 単位／月）

- ① 第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること。
  - ② 協力医療機関等との間で、新興感染症以外の一般的な感染症発生時の対応を取り決めて、感染症発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること。
  - ③ 診療報酬における感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関又は地域の医師会が定期的に行う院内感染対策に関する研修又は訓練に 1 年に 1 回以上参加していること。
- 上記の①、②、③の要件を満たす場合に算定できる加算です。

○高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）（※要支援 2 の方も同様です。）（5 単位／月）

診療報酬における感染対策向上加算に係る届出を行った医療機関から、3 年に 1 回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定できる加算です。

○新興感染症等施設療養費（※要支援 2 の方も同様です。）（240 単位／日）

入居者等が別に厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に、相談対応、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ当該感染症に感染した入所者等に対し、適切な感染対策を行った上で、該当する介護サービスを行った場合、1 月に 1 回、連続する 5 日を限度として算定できる加算です。

○介護職員処遇改善加算（※要支援 2 の方も同様です。）

人材を確保して、適正なサービスを保つという意味があり、これは単純に職員の給与改善という意味にとどまらず、適正な労働対価を支払い、適切なサービスの質を保つために算定している加算です。

① 介護保険対象外の費用

区 分	費 用 内 容 及 び 金 額 等
人居時費用 ＜ 敷 金 ＞	＜敷金＞ 100,000 円 敷金は入居者の故意・過失その他通常の使用を超えるような使用による損耗・毀損されていた場合には、実費請求をさせていただきます。
食 費	朝食：200 円      昼食：300 円      夕食：300 円 ※1 日あたり：800 円
家 賃	1 ヶ月あたり 60,000 円（30 日試算）      日額：2,000 円
水道光熱費	1 ヶ月あたり 15,000 円（30 日試算）      日額：500 円
上記以外で 自己負担と する経費等	① おむつ代、理美容代、嗜好品、身の回り品、個人の買い物、医療費、インフルエンザ予防接種、行政への手続き代行にかかる経費、入退居時の荷物搬送代等々 ② レクリエーション等で必要な入場料、参加料等 但し、事業所内で実施する通常の行事等の費用（材料代等）は、事業所で負担します。
居室で使用される 電化製品の 持込みについて	待機電力がかかるテレビ、消費電力が大きい電気カーペット・電気毛布は別途料金を徴収させていただきます。 ＜テレビ：1 日 100 円      電気カーペット・電気毛布：1 日 150 円＞

## 7 (利用料の請求等算定方法等)

### ① 介護サービス及び介護予防サービス費関係

法廷代理受領の取り扱いに基づき、介護保険法令等に定める費用の内、1割分又は2割分について利用月分を月末に清算し翌月初めに請求致します。(請求書を発送させていただきます。)

### ② 月の途中における入退居等の費用の取り扱い関係

実利用日数等に係る費用について負担いただくものとし、その取り扱いは次の通りとします。

#### (1) 食事の提供に要する費用(食材費)

食単価で清算し、月末に集計し翌初月請求時に調整します。また、入院、外出等で食事をしない場合も同取り扱いとします。ただし、外出・外泊時の場合は、前日の15時までに申出があったものとし、申出がない場合は食費をいただきます。

#### (2) 家賃

※月途中での入退居の場合

日割計算とし、日額2,000円とし入居日から又は退居日までの日数で清算します。

※入院・外泊の場合：入院・外泊時も家賃は徴収いたします。

#### (3) 水道光熱費

※月途中での入退居の場合

日割計算とし、日額500円とし入居日から又は退居日までの日数で清算します。

#### (4) 利用料金のお支払い方法

介護サービス費用・食材費・家賃等の料金については、月末締め翌月20日までの、お支払いとします。ご利用者又はご家族の預金口座より毎月20日(20日が休日の場合は翌営業日)に口座振替(自動引落とし)によりお支払い下さい。なお、口座振替に掛かる手数料は当施設が負担します。

利用者から利用者負担金の支払いを受けたときは、領収書を発行します。

#### (5) その他

介護保険自己負担額、介護保険対象外費用につきましては、国の基準報酬の改定及び一般経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その際は、新しい重要事項説明書とともに、ご説明させていただき、同意をいただきます。

## (グループホーム利用の留意事項)

○部 屋 割	心身の状態などから判断し、介護の都合上ご入居のお部屋は、当事業所にて決定させていただきます。また、ご入居後も心身の状態などに変化が見られた場合は、お部屋の変更をお願いする場合がございます。
○面 会	面会は出来る限りお越し下さい。面会は午前9時から午後7時30分までの間をお願い致します。面会時は、面会簿へのご記入をお願い致します。夜間は防犯の都合上、施錠しております。
○外出・外泊	外出・外泊の際には、前日の15時までに届出のご提出をお願い致します。外出・外泊先で予定の変更等のご連絡をお願い致します。 (当日の食事キャンセルは出来ません。食費を徴収させていただきます。)
○金 銭 管 理	利用者及びご家族の責任において管理をお願い致します。万一、紛失されましたも、当事業所は責任を負いかねますので、予めご了承下さい。
○病 院 受 診	通常受診については、ご本人の健康状態、診療内容をよくご理解いただくため、基本的にはご家族の付き添い対応をお願いしております。ご希望により、協力医療機関による、訪問診療が受けられます。 (医療費は自己負担となります。)
○持 込 み 品	居室に入る範囲で使い慣れた日常の物をお持ち下さい。なお、安全管理上に問題がある場合等については、ご相談させていただきます。 (ペットの持込みはお断りしております。) 飲食物の持込みは、食品衛生管理上、職員にご相談願います。
○迷惑行為等	騒音等、他の利用者のご迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようお願い致します。
○宗 教	他の利用者のご迷惑にならない範囲でお願い致します。また、他の利用者に対する執拗な宗教活動及び政治活動はご遠慮下さい。
○喫煙・飲酒	喫煙は、指定の場所をお願い致します。室内での喫煙は厳禁です。指定場所以外で喫煙があった場合は、利用の継続についてご相談させていただきます。飲酒については、居室ではお断りしています。飲酒方法等は、都度ご相談させていただきます。
○介護保険証 ○健康保険証 ○後期高齢者 医療保険証	左記、保険証はご入居時にお預かりさせていただきます。 介護保険証には利用に際して入居年月日及び事業所名称を、退居に際して退居年月日を記載します。

※入退居時の引越は、ご家族でお願い致します。

## (非常災害時の対応)

非常火災時には、別途定める消防計画に則って対応を行います。また、防災訓練を年2回以上、利用者も参加して行います。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び関係機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

10 (衛生管理について)

介護サービスを提供する事業所、設備及び備品又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。事業所において食中毒及び感染症が発生し、蔓延しないように必要な措置を講じ、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、密接な連携を保つものとします。また空調設備により適温の確保に努めます。

従業者に対して衛生管理、感染症等についての知識、技術を高めるよう随時指導を行います。

11 (緊急時の対応方法等)

急病、病状悪化や事故等で処置を行う必要が生じた場合は、連絡体制に基づき、主治医と連絡を取って速やかに対応致します。

状況によっては、救急搬送により、主治医以外の他医療機関での受診、適宜医師の判断により処置が行われる場合があることをご了承下さい。なお、速やかにご家族にご連絡致しますので、必ず付き添いをお願い致します。

※主治医（ご家族記入欄）

病 院 名	
医 師 名	
住 所	
電 話 番 号	

※緊急連絡先（ご家族記入欄）

	第一連絡先	第二連絡先
氏 名		
続 柄		
住 所		
電話番号		

12 (運営推進会議の設置)

当事業所では、認知症対応型共同生活介護の提供にあたり、サービスの提供状況について定期的に報告するとともに、その内容等についての評価、要望、助言を受けるため下記のとおり運営推進会議を設置しています。

(運営推進会議)

構 成：利用者、利用者の家族、地域住民の代表、民生委員、地域包括支援センター職員、認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等

開 催：おおむね2ヶ月に1回開催し、会議録を作成します。

13 (協力医療機関・協力歯科医院)

当事業所では、各利用者の主治医との連携を基本としつつ、病状の急変等に備えて以下の医療機関を協力医療機関として連携体制を整備しています。

(下記医療機関での診療を義務づけるものではありません。)

※協力医療機関

医療機関の名称	わかばクリニック	秋津レークタウンクリニック
医師名	片山 貴文	木村 孝文・山口 秀樹
所在地	熊本市東区若葉3丁目13-20	熊本市東区秋津町秋田 3441-20
電話番号	096-285-6014	096-368-6007
診療科	内科・消化器内科	内科・神経科・小児科

協力医療機関の医師の訪問は訪問診療による対応です。定期的に月1回以上訪問されます。(訪問診療を希望される場合、上記医療機関との契約が必要となります。)

※協力歯科医院

医療機関の名称	井芹歯科医院	翼ハロー歯科・内科診療所
医師名	井芹 明洋	長 也寸志
所在地	熊本市東区秋津町秋田 3445-3	熊本市東区画図町重富 529-1
電話番号	096-368-0101	096-243-0043

14 (医療連携加算に関する事項)

当事業所では、利用者が1日でも長く住み慣れた環境で穏やかに生活することができるよう、訪問看護ステーションの看護師における疾病の予防及び管理、病状が悪化した場合における適切な医療の提供のため、訪問看護ステーションとの医療連携体制を確保しています。

看護師委託事業所	マワル訪問看護ステーション
所在地	熊本市中央区大江4丁目7-10-1
電話番号	096-202-1965
業務委託内容	1・定期的な訪問(1週間に1回) 2・利用者に対する日常的な健康管理 3・通常時及び状態悪化時における医療機関との連絡・調整 4・24時間オンコール体制 5・記録の整備

※利用者の急性増悪により、主治医から特別訪問看護指示書が発行された場合は、老人保健法、健康保険法により、利用者と訪問看護との契約の上、その利用者個人が訪問看護を受け、別途料金を利用者が訪問看護に支払うものとします。

※利用者が、厚生労働大臣が定める疾患及び状態である場合は、老人保健法、健康保険法により、利用者と訪問看護との契約の上、その利用者個人が訪問看護を受け、別途料金を利用者が、訪問看護に支払うものとします。

15 (個人情報の保護・守秘義務)

- 1・事業所及びサービス従事者は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する情報を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この秘密を保持する義務は、契約が終了したあとも継続します。また就業規則にて、サービス従事者は業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を保持する義務を規定しています。また、その職を辞した後も秘密保持の義務があります。
- 2・前項の規程に関わらず、事業所は利用者に医療上緊急の必要性が生じた場合や、他の介護サービス事業者等との連携を図るなど、正当な理由がある場合には、利用者又はその家族の同意を得た上で、その個人情報を提供出来るものとしします。

16 (身体拘束等の禁止)

- 1・事業所は、当該利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」）を行いません。
- 2・緊急やむを得ない場合に該当する以下の要件を全て満たす状態であるか、管理者・計画作成担当者・介護職員で構成する「身体拘束委員会」で検討会議を行います。
  - ① 当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
  - ② 身体拘束等を行う以外に代替する介護方法がない場合。
  - ③ 身体拘束等が一時的である場合。
- 3・前項の規定による身体拘束等は、あらかじめ利用者の家族に説明を行い、同意を得た場合のみ、その条件と期間内においてのみ行うことが出来ることとしします。
- 4・前各項の規定により身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由等を記録し、保存するものとしします。

17 (虐待防止のための取り組み)

事業所は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次の措置を講じるものとしします。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施。
- (2) 利用者及びそのご家族からの苦情処理体制の整備。
- (3) その他虐待防止のための必要な措置。

事業所はサービス提供中に当該事業所従業者又は養護者（ご家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとしします。

18 (事故発生・緊急時の対応)

利用者の状態急変時は、家族等あらかじめ届けられた連絡先に速やかに連絡するとともに、事業所の判断で主治医、協力医療機関と連携をとり、適切な対応を図ります。病状等の状況によっては、事業所の判断により救急車による搬送を要請することもあります。

事故の際は「緊急マニュアル」に基づき処置を行い、受診が必要な場合には直ちに医療機関へ搬送致します。また、同時にご家族へもご連絡し、正確な情報提供に努めます。

また、市町村、関係機関への連絡を行い、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

① <指針>

当グループホームでは、利用者が家庭的な環境のもとで、それぞれの能力に応じて出来るだけ自立して、尊厳を保って、かつその人らしく生活できることを目指していますが、高齢で障害を持つ利用者は身体状況の急激な変化（内科的疾患、外傷等）や既往歴の悪化による病状の不安定に突然見舞われることも予想されます。そのように身体状況が重度化した場合においても、当グループホームは主治医、協力医療機関の医師との連携を図り、適切な対応により利用者や家族の方々に安心していただけるよう出来る限りの体制を確保します。

② <医療機関・訪問看護との連携>

当グループホームでは、利用者が1日でも長く住み慣れた環境で健やかに生活する事ができるよう、業務委託する訪問看護ステーションの看護師における疾病の予防及び管理、病状が重度化した場合における適切な医療提供のため、訪問看護ステーションの看護師による医療連携体制を確保しています。

- ・利用者の日常的な健康管理のため、当グループホームが業務委託する訪問看護ステーションの看護師が、週に1回以上訪問し利用者の身体状況を常に把握し、体調管理を行います。
- ・通常時及び利用者の状態悪化時においては、業務委託する看護師が24時間オンコール体制の下、利用者の主治医・協力医療機関の医師との連絡・調整を行います。利用者の健康状態が悪化もしくは急変した場合には、業務委託する看護師の指示及び対応に基づき、利用者に対し出来る限りの処置をし、必要な対応を致します。

※やむを得ず、当グループホームでの生活が困難となった場合は、利用者及び家族への説明・同意を得て、次の生活拠点の確保とスムーズな拠点移動ができるよう配慮致します。

③ <入院期間中における居住費・食費の取扱い>

- ・入院期間中は、居住費（家賃）のみお支払いいただきます。（2,000円/日）
- ・食費は欠食として減算し、提供した分の請求と致します。
- ・入院期間中の水道光熱費は請求致しません。

④ <看取りに関する考え方>

現在、当グループホームでは看取りは行いませんが、今後介護職員への研修を重ね、介護技術、専門知識の習得を図り、体制が整いましたら看取りへ取り組んでいきたいと考えております。

そのため、施設内の研修会開催や外部研修会への積極的参加を推進します。

- (1) 重度化に伴うケアの知識と技術
- (2) 重度化に伴い起こり得る機能的・精神的変化への対応
- (3) チームケアの充実
- (4) 看取り介護に関する対応

20 (実習の受け入れについて)

当事業所では介護福祉士、訪問介護員等を養成する専門学校等の養成機関からの依頼を受け、現場実習の受け入れを行います。実習生が期間中に一人の利用者の方を受け持ち、実際の援助をさせていただくこともあります。実習生が利用者の方々に対して、適切な援助を行えるように養成機関や当事業所従業者により指導を行います。なお、実習生も従業者と同様に個人情報の取扱いを適正に行います。

21 (事業所の責任によらない事由によるサービスの実施不能)

- (1) 本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施が出来なくなった場合には、利用者に対して当該サービスを提供すべき義務を負いません。
- (2) 前項の場合に、事業者は利用者に対して、既に実施したサービスについては所定のサービス利用料金の支払いを請求できるものとします。

22 (サービス内容に関する苦情等相談窓口)

- (1) 当事業所における苦情やご相談は、次の窓口でお受け致します。

苦情解決責任者：理事長 坂門 秀隆

苦情受付担当者：管理者 高田 照之

受付時間：9：00 ～ 17：00

電話番号：096—331—2501

- ① 苦情・相談窓口の担当者が、利用者及びご家族等から苦情・相談を受けた場合は、その内容を記録処理簿に記載致します。
- ② 苦情について速やかに事実確認をし、その場で対応可能なものであっても、必ず苦情受付担当者へ連絡をして処理内容を決定致します。
- ③ 苦情の改善策について、利用者及びご家族に説明致します。
- ④ ①～③の処理内容を記録処理簿に記録し、再発防止策を作成致します。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

- ・熊本市高齢介護福祉課 電話番号：096—328—2347
- ・東区役所福祉課高齢福祉係 電話番号：096—367—9127
- ・熊本県国民健康保険団体連合会 電話番号：096—214—1101

(3) その他

国民健康保険団体連合会又は市町村から苦情に関する調査や指導、助言を受けた場合はこれに協力致します。なお、いかなる苦情・相談においても業務上知り得た利用者又はご家族の秘密を厳守するとともに、利用者又はご家族からの苦情・相談に迅速かつ適切に対応致します。

23 (情報の公開)

事業所は現状を多角的に分析して、改善すべき点を発見し、質を高める契機とするために、定められた評価項目に基づき自己評価や外部評価を定期的実施し、利用者・ご家族に説明致します。また、情報提供項目は、市町村へ定期的に提出し、内容については揭示致します。

24 (第三者評価「外部評価」受審について)

事業所は開設後5年間は、年に1度外部評価を受審することを法令で定められています。

(※開設後、6年目より2年に1回)

※外部評価とは

- ・厚生労働省が示す運営基準の中で「事業所は提供するサービスの質を自ら評価するとともに、定期的に外部者による評価を受けて、それらの結果を公表すること」が義務付けられています。
- ・外部評価は平成14年度からグループホームにおいて開始され、平成18年4月からの介護保険制度改正により、新たなるサービス体系として創設された、地域密着型サービスの小規模多機能型居宅介護事業も対象となりました。
- ・外部評価は、事業所の欠点をことさら指摘したり、一方的な外部からの指導を行うものではありません。

最新受審日：令和5年12月25日

評価機関：あすなろ福祉サービス評価機構

認知症対応型共同生活介護の利用に当たり、本書面で重要な事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

事業所 住 所 熊本市東区秋津町秋田 171-2  
社会福祉法人はちす福祉会  
グループホームハーモニー

代表者 氏 名 理事長 坂門 秀隆 印

説明者 氏 名 管理者 高田 照之 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認し、サービスの提供に同意致します。

利用者 利用者の住所 \_\_\_\_\_

利用者の氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 代理人の住所 \_\_\_\_\_

代理人の氏名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人 身元引受人の住所 \_\_\_\_\_

身元引受人の氏名 \_\_\_\_\_ 印